

令和 7 年度行政手続のオンライン化
促進支援事業業務委託
＜入札説明書＞

令和 7 年 10 月
静岡県企画部デジタル戦略課

目 次

1 趣旨.....	1
2 入札に付する事項.....	1
3 参加資格.....	1
4 開札までの手続等に関する事項.....	2
5 入札に関する事項.....	3
6 契約に関する事項.....	4
7 その他.....	5

- 入札書（様式第 1 号）
- 入札参加申請書（様式第 2 号）
- 会社概要（様式第 3 号）
- 委任状（様式第 4 号）
- 入札辞退届（様式第 5 号）
- 質問書（様式第 6 号）
- 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 7 号）

1 趣旨

本事業は、令和6年度の調査結果を踏まえ、未オンライン化の行政手続のうち30件を対象に業務可視化と課題分析を行うことを目的とする。令和8年度以降、担当課は本仕様に基づく成果を活用してオンライン化を推進する。令和6年度調査で対象226件中207件が未オンライン化であることを確認しており、本年度はそこから30件を選定して詳細な可視化を実施する。

2 入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年度行政手続のオンライン化促進支援事業業務委託

(2) 業務内容

「令和7年度行政手続のオンライン化促進支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 仕様

仕様書に記載のとおり

(4) 業務期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 担当部局

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

名 称：静岡県企画部デジタル戦略課

住 所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電 話：054-221-2915

F A X：054-251-4091

電子メール：digital@pref.shizuoka.lg.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前10時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格の「システム分析」又は「システム開発」の業務区分、若しくは静岡県一般業務委託に係る競争入札参加資格の「調査」の業務区分を有している者であること。
- (3) 静岡県との契約に関して入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」

という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 開札までの手続等に関する事項

(1) 実施要項等の配布期間

令和7年10月15日(水)から令和7年10月22日(水)まで

(2) 配布方法

静岡県ホームページにて掲載

(3) 資格審査書類の提出

ア 入札参加申請書(様式第2号)

イ 会社概要(様式第3号)

- ・組織、機構、系列、静岡県庁からの最寄支社等を記載
- ・担当者連絡先等

(4) 申請書の提出期限

令和7年10月22日(水)午後5時まで

(5) 提出先

イ 提出先

2(5)に同じ

ウ 提出方法

メールで送付すること。

(6) 質問事項の受付・締切りについて

本要項の内容などについての質問は、「質問書」(様式第6号)により提出すること。

ア 問合せ期限

令和7年10月22日(水)午後5時まで

なお締切時刻以降の質問については、受け付けない。

イ 質疑受付窓口

2(5)に同じ

ウ 質疑方法

メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず到達確認を行うものとする。

エ 回答期限

令和7年10月27日(月)までに、参加表明書を提出した者全てに、同書記載の連絡先

メールアドレス宛てに通知する（個人情報等は除く。）。

5 入札に関する事項

(1) 入札執行日時

令和7年11月4日（火）午後1時00分

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館16階OA研修室

※会場は、午後1時00分に閉鎖する。閉鎖後の参加は認めない。（各参加者2名以内）

(3) 入札書の受領期限

開札の日時まで（郵送、電送による入札は認めない。）

(4) 入札方法

総価による。なお、落札決定に当たっては、入札書（様式第1号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金

免除

(6) 契約保証金

免除

(7) 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

ア 委任状（様式第4号）を持参しない代理人が行った入札

イ 所定の日時、場所に入札書を提出しない入札

ウ 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札

エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

オ 金額を訂正した入札

カ 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

キ 入札の時点において、3に定める資格を喪失している者が行った入札

ク 2以上を入札した者の入札

ケ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

コ 2人以上の代理をした者の入札

サ 前各号に定めるもののほか、静岡県財務規則等県の他の規定及び指示した条件に違反して入札した者の入札

(8) 入札の中止等

以下の場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

イ 入札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

(9) 入札の辞退

入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。この場合、入札

に参加しがたい事情が判明したときは、ただちに「入札辞退届」(様式第5号)により、入札参加辞退の申し出をすること。また、やむを得ず、入札会場閉鎖後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。なお、入札を辞退した者は、これを理由として、以後に不利益な取扱を受けるものではない。

(10) 開札の日時及び場所

ア 日時

入札執行日時と同じ(※入札終了後、直ちに行う。)

イ 場所

入札執行場所と同じ

(11) 開札に付する事項

開札は、入札者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(12) 入札回数

1回目の入札において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに2回目の入札を行う。2回目の入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」と記入し、入札箱に投入すること。ただし、無効とされた入札を行った者は、2回目の入札に参加できない。

(13) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札者となるべき同価格の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札を行った者に、くじを引かせて落札者を決める。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

ウ 入札結果の通知

開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

6 契約に関する事項

(1) 契約の締結

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。

(2) 落札の失効

落札者が、前項の期間内に(前項の日を過ぎても)契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(3) 契約の確定

契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(4) 契約保証金

免除する。

(5) 契約条項

契約に当たっての重要な事項については、地方自治法、同法施行令及び規則の定めるところ

ろとし、その詳細は契約時に定める。なお、契約書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(6) 電子契約について

本契約について、契約の内容を記録した電磁的記録により締結することを希望する場合、以下に定める事項による書類を提出するものとする。

ア 提出書類

電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式7号）

イ 提出期限・場所

2（5）と同じ

ウ 提出方法

電子メールにて提出すること。

7 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(2) 入札に必要な経費は、参加者の負担とする。

(3) 「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例（令和3年3月26日静岡県条例第25号）」に基づき、契約締結時に「労働関係法令等遵守の誓約書」を提出するものとする。

(4) 関連情報を入手するための参照窓口等

ア この募集要項等に定めることのほか、入札実施に当たって必要な事項が生じた場合の掲載先

静岡県企画部デジタル戦略課ホームページ

(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsuchiiji/index.html>)

イ 関連法規（静岡県条例、規則、公報）閲覧先

静岡県ホームページ例規集

(URL : <http://rules.pref.shizuoka.jp/reiki/reiki.html>)

ウ 情報システム開発等の業務競争入札参加資格申請に関する情報

静岡県企画部電子県庁課ホームページ

(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsushikaku/johosystemitaku/1042075.html>)